

※この法令は廃止されています。  
**昭和三十二年大蔵省令第四十一号**

旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に  
関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、  
退職等に関する勅令に準ずる措置等を定め  
る内閣官房令

国家公務員等退職手当暫定措置法施行令附則第  
六項の規定に基き、旧公職に関する就職禁止、退  
官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職  
禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置を定める  
省令を次のように定める。

**第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十  
八年政令第二百五十五号）**

八年政令第二百五十五号。以下「施行令」とい  
う。附則第六項に規定する内閣官房令で定め  
る措置は、次に掲げるものとする。

- 一 昭和二十年十月四日付け連合国最高司令官  
覚書政治的、公民的及び宗教的自由の制限の  
撤廃に関する件に基づく罷免
- 二 旧教職員の除去、就職禁止及び復職等に關  
する勅令（昭和二十一年勅令第二百六十三  
号）、第一条又は旧教職員の除去、就職禁止等  
に關する政令（昭和二十一年政令第六十二  
号）第三条の規定による指定

## 第二条 削除

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和三四年八月五日大蔵省令第 五六号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に關す  
る勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に  
関する勅令に準ずる措置等を定める省令第二条  
の規定は、昭和三十四年四月一日以後の退職に  
係る退職手当について適用する。

### 附 則（昭和三六年六月三〇日大蔵省令 第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則（昭和六二年四月一四日總理府令第  
一五号）抄**  
(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成一一二年八月一四日總理府令第 第九〇号）抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律  
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平  
成十三年一月六日)から施行する。

### 附 則（平成二六年五月二九日總務省令 第五二号）抄

1 (施行期日)  
**附 則（令和四年四月二二日内閣官房令  
第四号）**

この省令は、国家公務員法等の一部を改正す  
る法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行  
の日（平成二十六年五月三十日）から施行す  
る。

この内閣官房令は、国家公務員法等の一部を  
改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則  
第一条に掲げる規定の施行の日（令和五年四月  
一日）から施行する。